

明石市清掃条例（昭和30年条例第24号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。以下同じ。）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- （2） 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- （3） 処理施設 市が一般廃棄物を処理するための施設をいう。

（市長の責務）

第2条の2 市長は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないような措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物について、自ら処理しがたい場合においても、共同による処理又は必要な技術開発等に努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第4条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下この条において「占有者等」という。）は、当該地に面する歩道及び側溝の清掃を行うなど、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者等は、境界に囲を設ける等廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 動物を飼育する者は、飼育場所等の清潔を保持し、害虫の駆除及び悪臭の防止に努めなければならない。

4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

5 市長は、占有者等及び動物を飼育する者が第1項から第3項までの規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者等及び動物を飼育する者に対し、その改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（市民の責務）

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全上支障のない方法で再生利用又は自ら処分すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、再生利用又は自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに容器等に分別し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従い、排出しなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、本市の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、第1項の計画を定めたとき及びその計画に大きな変更を生じたときは、これを告示するものとする。

（事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者の義務）

第6条の2 事業用の建築物で規則で定めるもの（以下「事業用建築物」という。）の所有者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）又は事業用建築物の所有者等以外の者が市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの（以下「廃棄物多量排出事業者」という。）は、別に定めるところにより、それぞれ当該事業用建築物又は廃棄物多量排出事業者が所有し、若しくは占有する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用建築物の所有者等又は廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。

3 事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（勧告等）

第6条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、その改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（1）前条第1項又は第3項の規定に違反した者

（2）前条第2項の規定による指示に従わない者

2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業用建築物等から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。

（家庭系一般廃棄物の処理）

第7条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い行われる家庭系一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

（1）特別管理一般廃棄物

（2）毒性を有するもの

（3）危険性を有するもの

（4）引火性を有するもの

（5）火気のあるもの

（6）著しい悪臭を発するもの

（7）多量の汚水を排出するもの

（8）特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具

（9）前各号に定めるもののほか、市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるものとして規則で定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げるものを家庭系一般廃棄物として処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（収集又は運搬の禁止）

第7条の2 市又は市長が指定する者以外の者は、市が一般廃棄物処理計画に従い行う家庭系一般廃棄物の収集に際し所定の場所（第5条第1項に規定する一般廃棄物の排出に関する所定の場所をいう。）に排出された家庭系一般廃棄物（規則で定めるものに限る。次条及び第7条の5において同じ。）又は資源物（缶、瓶、紙類その他の規則で定めるものをいう。以下同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収（自治会その他の市長が適当と認める団体が、自主的に資源物を収集し、又は運搬することをいう。以下同じ。）を行う団体を構成する者又は当該団体が指定する者以外の者は、集団回収に際し当該団体が指定した場所に持ち出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

（勧告）

第7条の3 市長は、前条の規定に違反して家庭系一般廃棄物又は資源物を収集し、又は運搬した者に対して、その行為を行わないよう勧告することができる。

(公表)

第7条の4 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、明石市行政手続条例（平成9年条例第1号）に基づき、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第7条の5 市長は、前条第1項の規定による公表をされた者が第7条の2の規定に違反して家庭系一般廃棄物又は資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

2 前項の規定による命令については、明石市行政手続条例第3章の規定は、適用しない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第8条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第7条に規定する一般廃棄物を収集し、運搬し、若しくは処分することのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）に収集させるに際し、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(処理施設への一般廃棄物の搬入等)

第8条の2 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市民又は事業者（一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について、市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正処理困難物の指定等)

第8条の3 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

4 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

第9条及び第10条 削除

(市が処分する産業廃棄物)

第11条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で規則で定める。

2 第8条の2（第2項を除く。）の規定は、前項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。

第12条 削除

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

第13条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第7条の2第1項に規定する許可又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請

しなければならない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に、廃棄物の減量及び適正な処理を目的として、必要と認める土地又は建物に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(技術管理者の資格)

第16条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第18条 第7条の5第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の明石市清掃条例第6条の規定によりなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物の処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。